平成２６年（フ）第９６８７号
東京都江戸川区新堀１丁目38―５　コージーハウス138Ａ―106
破産者　重松　栄司
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９７２０号
東京都中央区東日本橋１丁目７―６―403
破産者　大嶋友季子
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９７３６号
東京都荒川区南千住５丁目37―５―503
破産者　杉本　和美
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９７８４号
東京都日野市落川132―３
破産者　野中　弘美
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９３６号
神奈川県横浜市青葉区桂台２丁目21―43
破産者　佐竹　　徹
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９６１号
福島県福島市森合字丹波谷地28番地の２　甚野アパートＢ201
破産者　ＹＦＫふくしま株式会社
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９６２号
秋田県由利本荘市岩城亀田亀田町字亀田町88―１
破産者　特定非営利活動法人まちづくり人材育成長善の会
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６６３号
神奈川県横浜市港北区綱島西３丁目23番６―406号
破産者　有限会社アドバンス
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６６４号
神奈川県横浜市港北区綱島西３丁目23―６―406
破産者　伊藤　則夫
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６７９号
神奈川県横浜市中区扇町２丁目４番地３
破産者　有限会社マジマックス
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６８０号
千葉県四街道市鷹の台３丁目１―19
破産者　間島　崇雄
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５０３８号
東京都渋谷区渋谷３丁目７番２号
破産者　株式会社ヴァンクール
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５０３９号
東京都渋谷区渋谷２丁目７―６―204
破産者　冨田　剛大
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５８６２号
東京都豊島区池袋２丁目18番１号
破産者　有限会社浜野マネキン紹介所
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６０７４号
神奈川県横浜市神奈川区台町13番地11　ヒルトップ横浜307
破産者　株式会社ＲＯＯＭＳ　ＥＳＴＨＥ
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５７４号
東京都墨田区吾妻橋１丁目10番４号
破産者　吉良貿易株式会社（旧商号株式会社Ｋ．Ｇｒｕｐｐｏ）
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５７５号
埼玉県志木市館２丁目４―２―201
破産者　吉良　隆彦
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２１８号
東京都中央区新川２丁目５番９号　新川松井ビル、商業登記簿上の本店所在地東京都港区南青山４丁目14―11　シャモット南青山202号
破産者　有限会社ビイファイン
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２１９号
東京都荒川区西日暮里４―７―25―503、住民票上の住所東京都八王子市明神町２丁目５―16
破産者　佐藤　　壮
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２９８号
神奈川県横浜市中区相生町２丁目32番地
破産者　株式会社ベイシス
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部